

令和6年度空手ツーリズム受入体制構築事業  
質問事項に対する回答

応募説明会における質問事項

No.	公募要領の項目等	質問内容	回答
1	2 要件	海外空手家等向けにツアーを造成した際に、料金を発生させる必要があるか。	補助実施期間については、料金を発生させず、デモツアーとして実施してもよい。 ただし、次年度以降は、自主事業として実施することを前提としていただきたい。
2	2 要件	補助対象は、来県者を対象としたコンテンツ造成に限るのか。 例えば、インターネット販売で空手家の演武に料金を払うなどのコンテンツ造成は想定されるか。	当事業は、沖縄観光の推進に資することを目的としているため、補助対象は、来県者を対象としたコンテンツ造成に限る。 左記の例示は対象外となる。
3	2 要件	ニーズ調査等は補助対象外となるか。	コンテンツを造成するための調査としてコンテンツ造成と一体として実施する場合は、補助対象となる。
4	2 要件	道場主が演武会などに併せて、旅行者等と共同で造成するオプショナルツアーは補助対象となるか。	補助実施後は、自主事業として自走することが前提となるため、造成するコンテンツが一過性のものではなく、一般向けに今後売り出すことが可能であれば、補助対象となる。
5	7 その他 (4) 当事業は、観光コンテンツ造成に要する経費の一部を補助するものであり、造成したコンテンツの広告に係る経費は補助対象外であるため、留意すること。	造成するコンテンツの紹介を目的として、記録撮影や映像製作を行う場合、それらの経費は補助対象外となるか。	造成するコンテンツを周知するためのものであれば、補助対象となる。 ただし、当事業はコンテンツ造成に対する補助であるため、コンテンツ造成にかかる経費が主となる必要があり、映像制作にかかる経費が過大にならないよう留意すること。

6	<p>7 その他  (5) 当事業は、沖縄県観光振興基金を活用した事業であることから、県民、修学旅行生及び引率者、県内宿泊施設を利用しない者（クルーズ船）などを対象としたコンテンツは補助対象外であるため、留意すること。</p>	<p>県外・国外からの観光客等の参加を想定したコンテンツを造成し、募集の結果、一部の参加者が県民等であった場合、当コンテンツは補助対象外となるか。</p>	<p>観光客等の参加を想定したコンテンツであっても、県民等が参加する可能性はあるため、その場合も補助対象となる。</p>
---	---	---	--